

広報きたやま



2006
3月号 No.194

…主な内容…

- ◎平成16年度決算の概要
- ◎各種お知らせ
- ◎写真館
- ◎村長のコラムNo.1
- ◎新・村民登場(第2回)
- ◎わかりづらいゴミの分別②

《村の人口》

(平成18年1月末現在)

人口 548人 (-2)

男 259人 (-1)

女 289人 (-1)

世帯数 286戸 (±0)

※ () は前号比

北山村一般会計 平成16年度決算の概要

平成17年12月北山村議会定例会において、平成16年度北山村一般会計及び各特別会計の決算が承認されました。

昨今の地方財政は、国の三位一体改革による地方交付税総額の抑制、補助金の廃止、削減などが進み、その運営において厳しい状況が続いています。

北山村においても平成16年度は、地方交付税が前年度に引き続き減収となるなど極めて厳しい財政状況が続いています。

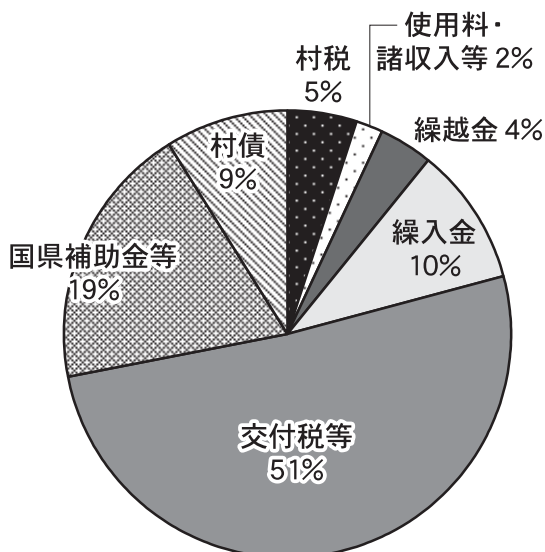
このような状況ではありますが、村では「北山村行財政改革推進計画」に基づき、人件費をはじめとする経常経費の削減を進めながら、地域づくりの基本方針である「医療福祉の充実」・「地場産業の活用と若者定住施策の継続」・「自立精神に立った地域づくり」という課題に掲げ取り組んでおります。

平成16年度の一般会計における決算額は、歳入においては12億2,266万円あり、それに対する歳出は11億5,597万円でありました。

単純に差引しますと、6,669万円の黒字という結果ですが、歳入の中の繰入金には、福祉基金等からの繰入金、わかりやすく言えば村の貯金を取り崩した歳入が1億600万円含まれておりますので、この繰入金を除きますと、3,931万円の赤字といえることが言えます。

◆ 歳入 【主な歳入の額及び構成比】

歳 入 項 目		金 額	割合1	割合2
自主財源	・村 税 村民税や固定資産税、軽自動車税など	5,958 万円	5 %	21 %
	・使用料・諸収入等 各種使用料や財産収入、雑入など	2,438 万円	2 %	
	・繰越金 平成15年度一般会計の余剰金	4,883 万円	4 %	
	・繰入金 基金及び観光事業特別会計からの繰入金	12,095 万円	10 %	
依存財源	・交付税等 地方交付税や譲与税など	62,530 万円	51 %	79 %
	・国県補助金等 各種事業に対する国及び県の補助金等	23,332 万円	19 %	
	・村 債 建設事業等における借入金	11,030 万円	9 %	
計		122,266 万円	100 %	



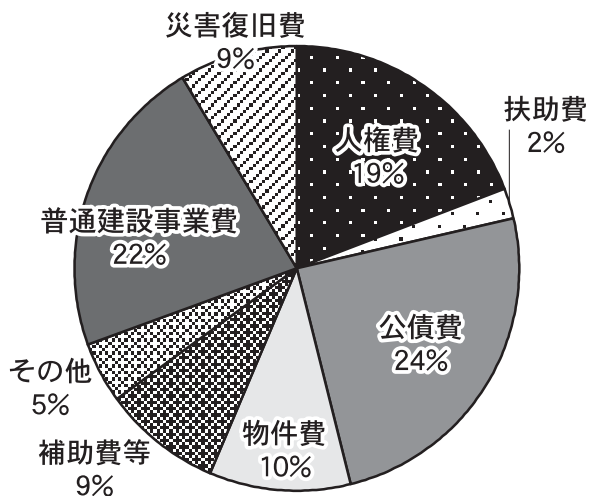
「自主財源」、「依存財源」とは？

北山村が自らの権限で収入しうる財源が「自主財源」であり、国や県から交付されたり、割り当てられたりする財源が「依存財源」です。

自主財源の割合が大きいほど自律性のある、安定した地方自治体であると言えますが、残念ながら北山村は、自主財源に乏しく、国や県に大きく依存した形の地方自治体だといえることが言えます。

◆ 歳出 【主な歳出の性質別による額及び構成比】

歳入項目		金額	割合1	割合2
義務的経費	・人件費 職員や議員及び各委員の給与、報酬、共済費など	22,006 万円	19 %	46 %
	・扶助費 医療費の助成など	2,610 万円	2 %	
	・公債費 過去に借りた村債の返済にかかる経費	28,829 万円	25 %	
消費的経費	・物件費 光熱水費や通信運搬費、施設の管理費など	11,615 万円	10 %	23 %
	・補助費等 国県等各種団体に対して交付する補助金など	9,990 万円	8 %	
	・その他 基金への積立金や各特別会計への繰出金など	5,303 万円	5 %	
投資的経費	・普通建設事業費 道路などを建設するのにかかる経費	25,380 万円	22 %	31 %
	・災害復旧費 災害により破損した道路などを復旧する経費	9,864 万円	9 %	
計		115,597 万円	100 %	



支出することが制度的に義務づけられている人件費や扶助費などの義務的経費が歳出総額の46%と半分近くを占めています。

次に多いのが普通建設事業費や災害復旧費の投資的経費で歳出総額の31%となっています。

このうち普通建設事業の主な事業として、村道上滝下滝線改良工事7,900万円、林道出谷線開設工事2,810万円、林道相須大谷線1,840万円、村道市老谷線環境整備工事1,100万円、緑の雇用住宅建設工事3,831万円、大沼プール整備工事1,346万円などがあげられます。

物件費や補助費等などの消費的な経費は、23%であり、歳出総額の約4分の1となっています。

特 別 会 計 決 算 額

特別会計名	歳入 (万円)	歳出 (万円)	歳出対前年比
国民健康保険特別会計	7,587	7,587	+8.4%
老人保健特別会計	9,545	9,545	-15.7%
簡易水道特別会計	1,889	1,889	-19.0%
地域振興事業特別会計	21,983	21,504	-15.1%
国保直営診療所特別会計	9,072	9,072	+5.0%

※ 地域振興事業特別会計の歳出には、一般会計への繰出金500万円が含まれています。

※ 国保直営診療所特別会計の歳出対前年比は、平成15年度の診療所特別会計と国保直営診療所特別会計の各歳出決算額を合算したものから算出

平成18年度の税制改正等について

平成18年度の課税より適用される税改正等についてお知らせします。

住 民 税

1. 老年者控除の廃止

65歳以上で、合計所得金額が1,000万円以下の方に適用されていた老年者控除（村・県民税：48万円、所得税：50万円）が廃止されます。

2. 定率減税の縮減

定率減税が15%（上限4万円）から7.5%（上限2万円）に縮減されます。

	改 正 前	改 正 後
村・県民税	所得割額の15%相当額（上限4万円）	所得割額の7.5%相当額（上限2万円）

3. 公的年金等控除額の見直し

65歳以上の方について、公的年金等収入金額から所得を算出する際の計算式が以下のように改正されます。なお、65歳未満の方については現行通りです。

収 入 金 額	公的年金等控除額
1 2 0 万円以下	収入金額
1 2 0 万円を超え 3 3 0 万円以下	1 2 0 万円
3 3 0 万円を超え 4 1 0 万円以下	収入金額 × 2 5 % + 3 7 万 5 千円
4 1 0 万円を超え 7 7 0 万円以下	収入金額 × 1 5 % + 7 8 万 5 千円
7 7 0 万円を超える場合	収入金額 × 5 % + 1 5 5 万 5 千円

4. 65歳以上の方に係る非課税措置の廃止

65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する市・県民税の非課税措置が廃止されます。

※ただし、平成17年1月1日現在において65歳に達していた方で前年の合計所得金額が125万円以下であった方については、平成18年度分については所得割及び均等割の税額の3分の2が減額され、平成19年度分については所得割及び均等割の税額の3分の1が減額されます。

5. 生計同一の妻に対する均等割の非課税措置の廃止

均等割の納税義務を負う夫と生計を一にし、夫とともに市内に住所を有する妻に対する均等割の非課税措置が廃止されます。

※平成17年度は経過措置があり、2分の1が減額されていましたが、平成18年度からは全額課税になります。

6. 社会保険料控除の改正

確定申告により「国民年金保険料（基金も含みます。）」の控除を受ける場合には、当該保険料の支払いをした旨を証明する書類を添付または提示することとされました。

固定資産税

平成18年度固定資産の評価替えについて

固定資産税は、村税における税収の約66%（平成16年度決算ベース）を占める基幹的税目であり、その課税対象は土地、家屋、償却資産の3種類となっています。このうち、土地及び家屋については、資産の評価を原則として3年間据え置くこととされ、従って3年に1度、資産を評価し直すこととされています。これを「評価替え」と呼んでいます。前回の評価替えは平成15年度に実施されたもので、平成18年度はこの評価替えの年にあたります。

【平成18年度「土地」評価替えの仕組み】

宅地については、平成6年度評価替え以降、地価公示価格及び不動産鑑定評価から求められた価格等の7割を目途とした土地評価の均衡化・適正化を推進することとされており、各市町村は、基準宅地を含むすべての標準宅地について不動産鑑定士等による鑑定評価を実施し、宅地を評価することとされています。

固定資産税は、本来、評価額に税率（1.7%）を乗じて算出するものですが、平成8年度までの宅地の税負担は、大部分の土地が評価額の上昇割合に応じてなだらかに上昇する負担調整措置等が行われてきました。この結果、負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）が地域や土地によりばらつきがあり、課税の公平の観点から問題があることがわかりました。

この状況を是正するため、平成9年度以降の地方税法の改正において、税負担については、「負担水準の均衡化」を重視して、負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、一方、税負担の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることとして、負担水準のばらつきの幅を狭めるしくみが導入されています。当村の殆ど宅地では、評価額に対し課税標準額が低い（負担水準が低い）土地が大半を占めているため、平成18年度の評価替えにおいても、公示価格等の土地評価が下がっているものの、税負担が上昇する傾向にあります。

【平成18年度「家屋」評価替えの仕組み】

家屋の評価にあたっては、本来、総務省から示されている「固定資産評価基準」に従い再建築費価格を基準として評価する方法が採用されています。再建築費価格というのは評価の対象となった家屋と同一の家屋を、評価の時点においてその場所に再度新築した場合に必要な建築費を基礎として評価額を求める方法で、3年ごとの基準年度（評価替えの年）に見直しを行っており、併せて既存家屋の評価額も見直します。具体的には、建築された時の再建築費価格にその後の物価変動による割合と、建築後の年数の経過による減価割合をかけ合わせて再計算したものが評価額となります。

北山村では、従来から家屋の評価を低い水準で算定しており、平成18年度の評価替えにおいては、これら評価の公平及び適正化を図るため、一部、評価額の見直しによる是正措置が講じられます。又、評価額の大幅な上昇に伴う税負担の緩和を図るために、段階的な軽減措置を検討しており、対象となる納税事務者の方へは、通知書等で事前にご連絡いたします。

○固定資産税課税方法

課税標準額×税率（1.7%）＝税額となります

※同一人が所有する土地、家屋、償却資産の課税標準額がつぎの金額に満たない場合は固定資産税が課税されません。

土地…15万円 家屋…8万円 償却資産…150万円

写真館



学習発表会



写真館



学習発表会



3月の行事予定

▼北山中学校卒業式
3月8日(水)

▼北山小学校卒業式
3月23日(木)

▼北山保育園卒園式
3月25日(土)

4月の行事予定

▼北山小学校入学式
4月10日(月)

▼行政なんでも相談
4月10日(月) 13時~15時
北山村民会館

▼北山中学校入学式
4月11日(火)

▼北山保育園入園式
4月12日(水) 予定



国民年金保険料についてのお知らせ

平成18年度の保険料額は、1ヶ月280円増額の13,860円となります。4月初旬に1年度分の納付書が送付されます。1年前納、半年前納(前期・後期)の納付書も添付されていますので、保険料割引のある前納制度をぜひご利用ください。

なお、平成17年度に半額免除に該当された方には、4月分から6月分の半額納付書が送付されます。(7月初旬に、7月分以降の全額納付書が送付されます。)

納付は、納め忘れがなく手間のかからない、口座振替が便利でお得です。※金融機関や社会保険事務所窓口で手続きをお願いします。詳しくは社会保険事務所までお問い合わせください。

前納がお得です!

1年度分を

◆納付書(現金)で前納
166,320円が
163,370円に!

2,950円 割引☆

◆口座振替による前納
166,320円が
162,830円に!

3,490円 割引☆

※「口座振替による前納」については3月中旬まで、社会保険事務所へ事前にお申し込みください。

また、1ヶ月毎の口座振替で50円お得な早割制度(当月保険料の当月末引き落とし)も選べます。

田辺社会保険事務所：0739-24-0321

「若者定住促進事業

補助金のお知らせ」

平成18年4月から賃貸住宅入居者を対象とした家賃補助金の交付内容が改正されます。

新しい補助金交付内容は、次のとおりとなりますのでご注意ください。

賃貸住宅家賃補助

原則として、月額家賃から1万円を引いた額の2分の1(ただし、百円単位以下切り捨て、限度額2万5千円)とする。

なお、若者定住促進事業の中でこの住宅家賃補助と入学祝金については、「45歳まで」という若者の年齢規定が適用外となりましたので、45歳以上の方も対象となります。

また、4月は、入学の季節ですから、入学、入園に該当される方は、祝金の申請を忘れないようにしてください。

◆保育所入園祝金 1万円
◆小学校入学祝金 2万円
◆中学校入学祝金 3万円

詳しくは、役場定住促進係にお問い合わせください。
(☎) 49-2331

平成18年4月に「和歌山地方税回収機構」設立 — 市町村税の徴収専門組織 —

平成18年4月に、市町村税の滞納整理を専門に行なう「和歌山地方税回収機構」が設立されます。

この組織は、税の公平性の確保と、滞納額の縮減を図るため、市町村単独での処理が困難な滞納事案を引き受け、財産差押や公売などの滞納処分を前提に滞納整理を行う広域的組織です。

県内の市町村税の徴収率は年々低下しており、このような状況を放置すれば、地方税に対する不公平感が増大し、税務行政への不信感などにつながるおそれがあります。

そこで、これらの状況の解決を目指す取組として、県内全市町村が参加し滞納整理の専門組織である「和歌山地方税回収機構」を設立することになりました。

市町村から、再三にわたる催告に応じないもの、滞納額が高額なものなどの滞納事案を引き受け、迅速に滞納整理を行い、広範囲な財産調査により、換価しやすい財産を発見し、速やかに滞納処分を行います。また、差し押さえた不動産の公売も行います。

皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。



村長のコラム No.1 ～最近、私が思うこと～

『シーニックバイウェイ』って
知っていますか？

最近、「シーニックバイウェイ」という言葉を盛んに耳にするようになってきました。何でもかんでも横文字にして表現することに抵抗を感じますが、もともとアメリカにおいて始まった活動のことだそうです。

「シーニック」とは風景や景観を意味し、「バイウェイ」とは協道を意味する言葉です。近頃では、「シーニックバイウェイ」を日本語で『風景街道』と表現されることもあるようです。

このシーニックバイウェイという活動は、景観・歴史・文化・自然など地域の魅力を道でつなぎながら、地域の人々が主体となって美しい景観づくりや魅力ある地域づくりを目指すものです。活動の具体的な例として、

- ・ 風景のよい場所づくり、花づくり、清掃活動
 - ・ 観光ルートづくりやツアー、イベントの開催
 - ・ 地域の特産品づくり
 - ・ 来訪者の案内や飲食などのサービスの提供
 - ・ 地域情報の発信
- などがあげられます。

どれもが地域の人々が参加できるものであり、地域を元気にしたい、美しい地域で豊かに暮らしたいという気持ちと行動力を活かす鍵としてシーニックバイウェイの活動があります。

今、紀南地方においても世界遺産登録を契機としてシーニックバイウェイを進めていくという気運が高まり、多くの活動団体が参画し取り組みを進めています。

住民の皆様も北山村の魅力を高め、美しい故郷を守るために、身近なところから、また、できるところから活動に参加していただきたいと思います。

ご案内

- ◆北山村役場 0735-49-2331
- ◆観光センター(道の駅) 0735-49-2324
- ◆北山村販売センター 0735-49-2037
- ◆北山村診療所 0735-49-2114
- ◆北山村社会福祉協議会 0735-49-2090
- ◆おくとり温泉 0735-49-2575

- ◇発行 _____
北山村
〒519-5603
和歌山県東牟婁郡北山村大沼42
- ◇編集 _____
総合政策課一般行政グループ
- ◇北山村ホームページ _____
<http://www.vill.kitayama.wakayama.jp/>

新 村民登場

(第二回)

Q お名前と、よろしければお歳、家族構成を教えてください。

A 谷本 己陽子(たにもと ことひら)ともときよ(こ)47歳です。今は、主人と次女の3人で住んでいます。

Q お仕事は何をされていますか？

A おくとう温泉で働いています。
(ちなみに、ご主人もおくとう温泉で調理師をしています。)

Q お住まいは？

A 下尾井の村営住宅です。

Q ご出身はどこですか？

A 熊野市木本町です。

Q 北山村にいられてからどのくらいになりますか？

A 4年です。

Q 住んでみて、北山村の感想はどうですか？

A 子供にはよかったと思います。

熊野市では体験できない事ができて。

Q ところで、何か趣味はありますか？

A インディア力をしたいです。熊野市ではずっとしていたので。

Q では、休日はどのように過ごされていますか？

A 熊野市にいる孫(この3月で1歳)のうんちに行っています。

Q ご自分の性格を一言で言うとしたら、

A 人見知り!?

自分からは声をかけられないので、声をかけてください。

Q 最後に、これから北山村に暮らす上では何が必要でしょうか？

A もう少し交通の便がよくなってほしいと思います。



？ わかりづらいゴミの分別

シリーズ②

前回から始まりました「ゴミの分別シリーズ」
これを読んで、正しく分別してきれいに出货してください。

今回は、「洗濯機」→
いつ出せばいいのかな？

答えは、

←「出せません」



洗濯機、冷蔵庫、テレビ、エアコン、パソコンは、収集できません。
法律によりリサイクルが義務づけられています。

これらの製品は、できるだけ販売業者等に引き取ってもらうようにしてください。万一、廃棄する場合は、役場にご相談ください。